

京都府報告資料

京都府の児童虐待状況と児童福祉の動向

2016.8.24

宇治市要保護児童対策地域協議会代表者会議

宇治児童相談所資料

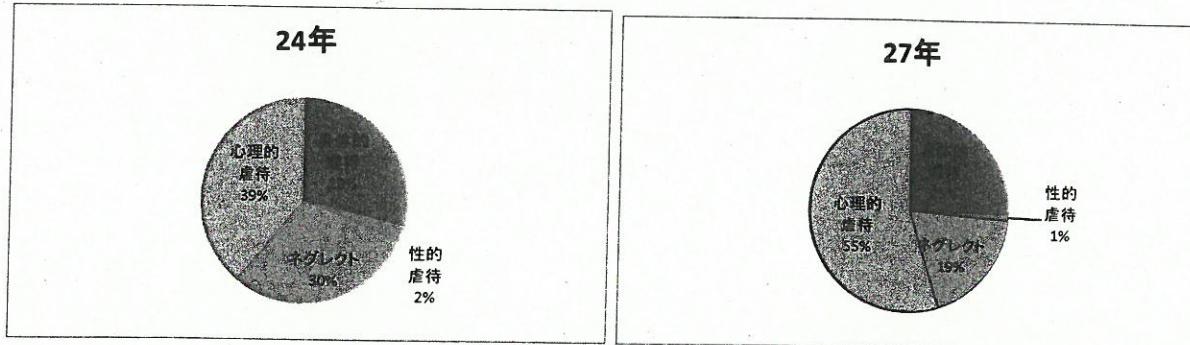
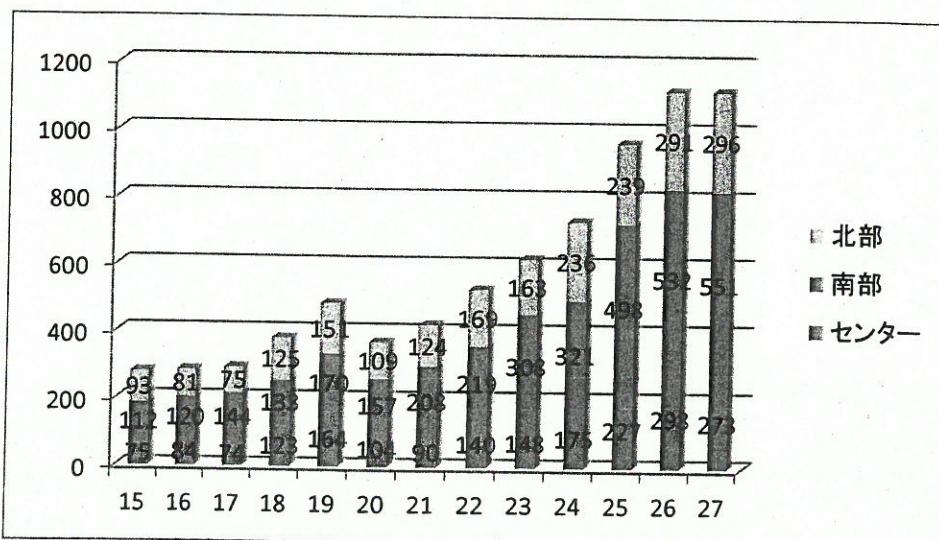
1 児童虐待の動向

・虐待通告数

全国 平成 27 年度の全国児童相談所への通告は 103,260 件。昨年比 16 % 増加。

児童虐待防止法施行前の平成 11 年度と比べると 8.9 倍となった。

京都府 平成 27 年度は 1120 件と 26 年度の 1121 件と比較すると横ばい状況。ただし、宇治児相管内では 551 件と、26 年度の 532 件と比較すれば 4% の増。平成 28 年度は 6 月末現在、前年同月比 20 % の増加。今年度は大幅増の可能性。



・心理的虐待の増加

警察署からの「母親への DV による子どもの心理的虐待」通告の増加が要因。
きょうだい受理の徹底も加わる。

虐待通告は、身体的虐待、ネグレクト、そして心理的虐待の順で増加してきた。

京都府は全国に先んじて心理的虐待が延びてきた。(京都府 55.1 %、全国 43.6 %)

- ・絶対数は少ないが、性的虐待が多数表面化してきている

加害者は継父が多い。否認する加害者、母は結果的に継父に味方し、被害者に大きな見捨てられ感が見られる。立件には高いハードル、長引く一時保護、自分だけ地域、友人と離れてて知らない場所で生活等で救いのない被害者。

ケアのあり方が課題。(高い質で、長期間の寄添い)

- ・H27年7月1日より虐待通告共通ダイヤルが三桁化 「189」

通告状況に大きな変化なし。

つながりにくい「189」システムは改善されているが、まだまだ課題有り。

- ・要対協を中心に関係機関の連携は進んできている。

死亡事案は0歳児が中心。

虐待発生予防のために、医療機関、母子保健事業との福祉の連携強化と母子保健福祉によるアウトリーチの必要性。

2 児童福祉法の改正と施策の動向

- ・児童福祉法の改正

「新たな子ども家庭福祉に関する専門委員会」(厚生労働省)

H27.9.7 (第1回) ~ 12.10 (第4回)

平成28年6月8日公布(平成29年4月1日施行、一部は公布日より施行)

- ・児童福祉法の理念の明確化

国、都道府県、市町村の役割を明示

- ・児童虐待の発生予防

市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う母子健康包括支援センターを設置し、関係機関で情報を共有し、虐待を予防、子育てを支援するよう努力する。

- ・児童虐待発生時の迅速・的確な対応

市町村、児童相談所には資格者を配置し、研修の義務づけることにより専門性を向上させる。

市町村と児童相談所は共通アセスメントツールを使用し、情報の共有を強化。

特別区、中核市に児童相談所の設置を推進。

- ・被虐待児の自立支援

要対協、児童相談所が共同で施設退所児の「親子関係再構築」を支援

里親制度の推進 (社会的養護の個別のケアを推進)

養育里親制度の法定化、特別養子縁組の改正(民法改正)

20歳、22歳まで措置延長。奨学金を充実し大学進学率を向上

◎ 「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター (SARA)」の開設

平成27年8月8日開所式

075-222-7711 午前10:00~午後8:00

平成27年度における児童虐待相談等の状況について（速報値）

平成28年7月21日
 京都府健康福祉部
 家庭支援課
 (075-414-4592)

京都府では、京都府家庭支援総合センター等（児童相談所（3箇所））における平成27年度の児童虐待相談・対応及び府内（京都市除く）の被措置児童等虐待の状況について取りまとめたところ、次のとおりでしたので、お知らせします。

1 相談状況

(1) 相談受理件数 （平成27年度中に児童相談所が通告を受け付けた件数）

○ 新規の相談受理件数：1,120件

年度	23	24	24	26	27
府内3児相計 (前年度比%)	619 (117.2)	732 (118.3)	964 (131.7)	1,121 (116.3)	1,120 (99.9)

※平成27年度の相談受理件数は前年度と同水準で推移。

○ 虐待の種類

- | | | | | | | |
|---------|------|-----|------|------|------|-----------|
| ① 心理的虐待 | 617件 | 前年度 | 50件増 | 前年度比 | 109% | 構成率：55.1% |
| ② 身体的虐待 | 283件 | 前年度 | 25件増 | 前年度比 | 110% | 構成率：25.3% |
| ③ ネグレクト | 209件 | 前年度 | 67件減 | 前年度比 | 76% | 構成率：18.7% |

<特徴>

- ▶ ネグレクトが209件と減少（前年度比76.0%）
- ・25年度の294件をピークに2年連続で減少。
→検診や保育所、医療機関などハイリスク家庭への早期支援強化が改善の要因と考えられる。
- ▶ 身体的虐待が283件（前年度比109.7%）
 - ・軽度な身体的虐待の通告件数が171件（H26：122件）と増加。
- ▶ 心理的虐待が617件（前年度比109.9%）
 - ・警察からの面前DV（児童の面前で行われるDV）による心理的虐待通告（警察からの通告334件（H26：285件）のうち168件（H26：143件））及びきょうだい受理（直接虐待が確認できないきょうだいについても心理的虐待として受理）による増加。
→191件（H26：181件）

○ 主たる虐待者：実母による虐待が過去最多を更新

- | | | | | | | |
|----------|------|-----|------|------|------|-----------|
| ① 実母 | 616件 | 前年度 | 39件増 | 前年度比 | 107% | 構成率：55.0% |
| ② 実父 | 390件 | 前年度 | 10件減 | 前年度比 | 98% | 構成率：34.8% |
| ③ 実父以外父親 | 81件 | 前年度 | 13件減 | 前年度比 | 86% | 構成率：7.2% |

(2) 相談対応件数 （平成27年度中に児童相談所が援助方針を決定した件数）

1,192件（前年度より94件増（前年度比108.6%））

※相談対応件数は援助方針を決定した件数であり、相談を受理してから調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。

2 被措置児童等虐待※の通告件数

0件（26年度 0件）

※被措置児童等虐待：児童養護施設などに入所している児童等に対する虐待のこと



本府における児童虐待施策の主な取組

(参考)

【平成19年度～平成23年度(一部抜粋)】

- ▶ 「虐待対応専任職員」の配置
府内7箇所の保健所に児童相談所兼務職員として配置し、児相と連携して市町村を支援
- ▶ 「児童相談所業務外部評価委員会」の設置
外部有識者により児童相談所業務及び市町村（要保護児童対策地域協議会）との連携状況に対する評価を実施 ※48時間ルールの徹底や直接、目視による安全確認を実施
- ▶ 「要保護児童対策地域協議会」の府内全市町村での設置
- ▶ 「家庭支援総合センター」の開設
児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を統合し、家庭問題に総合的に対応する体制を整備 ※市町村支援や研修による資質の向上を機能として位置付け

【平成24年度】

- ▶ 「児童虐待未然防止に関する医療機関との連携方策」の実施
医療機関の妊娠・出産期からの養育支援情報を市町村につなぎ、早期に地域で支援が可能となる仕組みを運用開始（現在の府南部地域から府域全域に拡大へ）
- ▶ 「市町村児童虐待見守り対応マニュアル」を作成
- ▶ 「児童虐待防止アドバイザー市町村支援事業」の開始
市町村（要保護児童対策地域協議会）の困難ケース等への助言等を行うため、学識経験者等の派遣を実施（7月～）

【平成25年度】

- ▶ 「宇治児童相談所京田辺支所」の開設（4月1日）
京都府南部地域において、よりきめ細やかな子どもの相談体制を整備し、身近な地域で児童虐待事案や子どもに関する相談に迅速に対応するために開設
- ▶ 「寄り添い型家庭支援事業」の開始
家庭支援総合センターに「児童虐待・DV被害者支援チーム」を設置し、児童福祉施設退所児童への支援、虐待する（おそれのある）保護者への指導・教育、DV被害者や同伴児童への支援を実施
- ▶ 「市町村職員の家庭問題対応力向上研修」の開始
市町村職員の保護者対応技術力の養成等、児童虐待に関する専門的な対応・技術力の強化を図る
- ▶ 「京都府要保護児童対策地域協議会」の設置
児童虐待及び特定妊婦に係る案件において、市町村域を越えての情報共有が可能な仕組みを構築

【平成26年度】

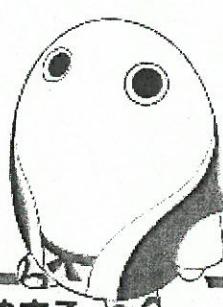
- ▶ 「親育ち支援保育士」の養成
養育力等に課題のある保護者に対し、専門的プログラムを修得した保育士が保育所内で保護者に対し、小規模グループの研修会や助言を行う
- ▶ 「保護者指導プログラム」の実施範囲の拡大
平成25年度に設置した「児童虐待・DV被害者支援チーム」による保護者指導プログラムを府内に拡大
- ▶ 「児童虐待未然防止に関する医療機関との連携エリア拡大

【平成27年度】

- ▶ 「児童相談所における夜間休日の相談体制の強化
- ▶ 「里親委託推進チーム」の設置
家庭支援総合センターに里親委託推進員及び心理士からなる里親委託推進チームを配置し、里親新規開拓、里親の養育支援を強化
- ▶ 「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」の開設
行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、児童を含む性暴力被害者に対して被害直後から中長期も含めて総合的な支援を提供するために開設

【平成28年度(予定)】

- ▶ 「子育てピアサポートセンター」の設置
子育て世代を支援する子育てピアサポートセンターを設置し、母子保健との連携により、児童虐待を発生予防・早期発見する。
- ▶ 「施設等入所児童の退所後の居場所を充実」
民家を活用した家庭的な居場所において、生活相談、資格取得の勉強会の実施
- ▶ 「施設等入所児童の退所後の安定した生活をサポート」
保護者の援助が期待できない施設等入所者及び退所者が、安定した生活基盤を築くことができるよう家賃等の生活資金や資格取得資金の貸し付けを行う
- ▶ 「一時保護所の体制充実」
家庭支援総合センターの一時保護所に心理専門職を配置し、一時保護児童へのケアを充実



京都府山城北保健所における児童虐待未然防止対策事業について

1 平成27年度事業報告

1) 児童虐待未然防止研修会

①妊産婦のメンタルヘルスケアに係る研修会

・平成27年9月5日（土）京田辺市商工会館キララホール 出席者数100名

・産婦人科医による講演「妊産婦のメンタルヘルスケア」

・精神科医、小児科医、保健師。家児室相談員によるシンポジウム

☆メンタルに課題のある妊産婦を地域で支えるためにそれぞれの役割・連携のありかたについて考える良い機会となった。

②関係者向け研修会

・市町村要対協調整機関職員対象研修（28年2月24日）出席者：4市町10名

・医療機関内での虐待予防研修会（28年3月10日）出席者：19名

2) 地域の産科・精神科へのヒアリング

○精神障害等を有する母親への妊娠・出産・子育てへの対応と課題について実態把握

山城広域振興局管内及び近隣の産科6か所、精神科7か所の医療機関に実施。

3) 事例検討会

○メンタルな課題を抱えた妊産婦の発見・連絡・支援・連携等について検討

4) 支援者向けリーフレット

「妊産婦のメンタルヘルスケアについて」の作成 500部

2 平成28年度事業計画

1) 児童虐待未然防止研修会

①エジンバラ産後うつ病質問票等活用に係る研修会

・平成28年7月4日（月）山城広域振興局大会議室

・講演とグループワーク

☆3保健所管内の11市町・保健所保健師等40名出席

②ハイリスクな妊産婦の支援についての研修会

・平成29年1月7日（土）午後2時から4時

・場所 京田辺市商工会館キララホール

・講演「児童虐待を予防し、妊娠・出産・子育てを地域で支えるために」

講師 大阪府立母子保健総合医療センター 佐藤 拓代氏

2) 妊産婦やその家族向けリーフレットの作成（約10,000部）

3) 事例検討会の開催